

改正

平成27年 5 月21日告示第76号

令和 2 年 3 月25日告示第60号

佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品の購入、製造、委託等の業務（建設工事に係る委託等の業務を除く。以下「物品購入等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、市が行う入札参加又は指名の停止（以下「入札参加等停止」という。）の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加等停止)

第2条 佐久市重要物品購入審査委員会規程（平成17年佐久市訓令第20号）に基づき設置された佐久市重要物品購入審査委員会（以下「委員会」という。）は、佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成19年佐久市告示第34号。以下「参加資格要綱」という。）第5条に規定する物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「参加登録者」という。）又はその使用人が別表第1から別表第3まで（以下「各別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて各別表に定めるところにより期間を定め、当該参加登録者について、入札参加等停止を行うものとする。

2 委員会が、入札参加等停止を行ったときは、市長は、物品購入等の契約のため、入札又は落札者の決定を行うに際し、当該入札参加等停止に係る参加登録者を入札に参加させ、又は落札者として決定してはならない。この場合において、当該入札参加等停止に係る参加登録者を現に選定しているときには、選定を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加等停止)

第3条 委員会は、前条第1項の規定により入札参加等停止を行う場合において、当該入札参加等停止について責めを負うべき参加登録者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加等停止を行うときは、当該共同企業体の参加登録者である構成員（明らかに当該入札参加等停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加等停止に係る参加登録者を構成員を含む共同企業体について、当該入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を行うものとする。

(入札参加等停止の期間の特例)

第4条 参加登録者が一の事案により各別表の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加等停止の期間の短期及び長期とする。

2 参加登録者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加等停止の期間の短期は、それぞれ各別表に定める短期の2倍の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。

(1) 各別表の措置要件に係る入札参加等停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加等停止の期間中を含む。）に、再度それぞれ各別表の措置要件に該当することとなったとき（次号に該当する場合を除く。）。

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は同表第5号から第9号までの措置要件に係る入札参加等停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間（入札参加等停止の期間中を含む。）に、再度それぞれ同表第1号から第4号まで又は同表第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、参加登録者について情状酌量すべき特別の事由があるため、各別表及び前2項の規定

による入札参加等停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加等停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 委員会は、参加登録者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表及び第1項の規定による長期を超える入札参加等停止の期間を定める必要があるときは、入札参加等停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は、36か月）まで延長することができる。
- 5 委員会は、入札参加等停止の期間中の参加登録者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、各別表及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加等停止の期間を変更することができる。
- 6 委員会は、入札参加等停止期間が満了した参加登録者について、別表第2第9号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の入札参加等停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加等停止の期間を控除した期間をもって、新たに入札参加等停止を行うことができる。
- 7 委員会は、入札参加等停止の期間中の参加登録者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該参加登録者について入札参加等停止を解除するものとする。
- 8 委員会は、別表第2第5号又は第6号に該当する参加登録者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた参加登録者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加等停止の期間の一部又は全部を免除することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加等停止の期間の特例）

第5条 委員会は、第2条第1項の規定により入札参加等停止を行う際に、参加登録者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加等停止の期間を加重するものとする。

- （1）市と締結した契約に係る物品購入等に関し、談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、参加登録者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号、第8号又は第9号に該当したとき。
- （2）別表第2第5号から第9号までのいずれかに該当する参加登録者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- （3）別表第2第5号、第6号又は第9号に該当する参加登録者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- （4）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号、第6号又は第9号に該当する参加登録者に悪質な事由があるとき。
- （5）本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第7号から第9号までのいずれかに該当する参加登録者に悪質な事由があるとき。

（報告）

第6条 物品購入等を所管する課等の長（以下「課長」という。）は、参加登録者が各別表に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき又は次に掲げる措置が必要と認められるときは、遅滞なく入札参加等停止措置要件該当報告書（様式第1号）により委員会に報告しなければならない。

- （1）第4条第2項各号の規定による短期加重措置
- （2）第4条第3項の規定による入札参加等停止の期間の短縮
- （3）第4条第4項の規定による入札参加等停止の期間の延長
- （4）第4条第5項の規定による入札参加等停止の期間の変更
- （5）第4条第6項の規定による新たな入札参加等停止

- (6) 第4条第7項の規定による入札参加等停止の解除
- (7) 第4条第8項の規定による入札参加等停止の期間の一部又は全部の免除
- (入札参加等停止等の決定)

第7条 委員会は、前条の報告に基づいて入札参加等停止又は必要な措置の決定を行うものとする。

2 委員会は、別表第3に掲げる措置要件を事由として入札参加等停止を行うときは、あらかじめ警察本部長に対して、文書により意見を求めるものとする。

(入札参加等停止の通知)

第8条 委員会は、前条の規定により入札参加等停止を決定したときは、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加等停止の報告を受けたときは、遅滞なく入札参加等停止通知書(様式第2号)によりその旨を当該決定の対象となる者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 随意契約の相手方の選定について権限を有する者(以下「選定者」という。)は、入札参加等停止の期間中の参加登録者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 選定者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、随意契約の相手方とする協議書(様式第3号)により行うものとする。

(下請負等の禁止)

第10条 課長は、入札参加等停止の期間中の参加登録者が物品購入等の契約の全部若しくは一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加等停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、入札参加等停止措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該参加登録者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に発生した事実又は行為に基づく入札参加等停止措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年5月21日告示第76号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第60号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第4条、第6条及び第7条関係)
契約不履行等に基づく措置基準

措置要件		期間
契約不履行等	(1) 契約を締結しないとき。	1か月以上12か月以内
	(2) 粗悪品を納入したとき。	
	(3) 納期が遅れたとき。	
	(4) 前3号に掲げるもののほか、正当な理由がなく契約を履行しないとき。	
	(5) 市以外の者が発注した物品購入等に関し、前各号のいずれかに該当し、市がその事実を知り、かつ、その内容が重大であると認められたとき。	1か月以上6か月以内

別表第2 (第2条、第4条、第6条及び第7条関係)
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件		期間
贈賄	(1) 参加登録者又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知ったとき

		た日まで
	(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 ア 参加登録者である個人又は参加登録者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 参加登録者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時、物品購入等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 参加登録者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	公訴を知った日から 8 か月以上24か月以内 6 か月以上18か月以内 6 か月以上12か月以内
	(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市内の他の公共機関の職員及び県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上18か月以内 4 か月以上12か月以内 4 か月以上8か月以内
	(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上12か月以内 2 か月以上6か月以内 2 か月以上4か月以内
独占禁止法違反行為	(5) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第8号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内
	(6) 市又は市内の市以外の公共機関と締結した物品購入等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上18か月以内
競売入札等妨害又は談合	(7) 参加登録者又はその使用人が、競売入札等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上24か月以内
	(8) 市又は市内の市以外の公共機関と締結した物品購入等の契約に関し、参加登録者又はその使用人が、競売入札等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上24か月以内
重大な独占禁	(9) 市と締結した契約に係る物品購入等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該契約が政府調	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

止法違反行為等	達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に限る。）。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（参加登録者である法人の役員若しくは使用人、参加登録者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ 参加登録者である法人の役員若しくは使用人、参加登録者である個人若しくはその使用人が、競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6か月以上36か月以内
虚偽記載	(10) 市が発注する物品購入等の契約に係る一般競争若しくは指名競争入札又は随意契約における見積書徴取において、競争入札（見積）参加願、入札参加等資格確認資料、その他の調査資料及び提案書等の業者選定の資料等に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
不正又は不誠実な行為	(11) 別表第1及び前号までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
	(12) 別表第1及び前号までに掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

別表第3（第2条、第4条、第6条及び第7条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

	措置要件	期間
暴力団関係	(1) 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員が参加登録者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(2) 代表役員等、一般役員等又は参加登録者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内
	(3) 代表役員等、一般役員等又は参加登録者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	(4) 代表役員等、一般役員等又は参加登録者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	(5) 市が発注した物品購入等の履行において、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上6か月以内

付表 1

別表第 1 における短期加重措置の適用関係

遡及期間は 1 年間

○：短期加重 2 倍

入札参加等停止 2 回目 入札参加等停止 1 回目	第 1 号 契約不履行等	第 2 号 契約不履行等	第 3 号 契約不履行等	第 4 号 契約不履行等	第 5 号 契約不履行等
	(契 約 不締結)	(粗悪品 納入)	(納期不 履行)	(その他 契約不履 行)	(他発注 の物品の 購入、製 造、委託)
第 1 号 契約不履行等 (契約不締結)	○	○	○	○	○
第 2 号 契約不履行等 (粗悪品納入)	○	○	○	○	○
第 3 号 契約不履行等 (納期不履行)	○	○	○	○	○
第 4 号 契約不履行等 (その他契約不履行)	○	○	○	○	○
第 5 号 契約不履行等 (他発注の物品の購入、 製造、委託)	○	○	○	○	○

別表第 2 における短期加重措置の適用関係

短期加重 2 倍

○：遡及期間は 1 年間

●：遡及期間は 3 年間

入札参加等停止 2 回目 入札参加等停止 1 回目	第 1 号 贈賄	第 2 号 贈賄	第 3 号 贈賄	第 4 号 贈賄	第 5 号 独占禁止法違反	第 6 号 独占禁止法違反	第 7 号 競売入札妨害・談合	第 8 号 競売入札妨害・談合	第 9 号 重大な独禁法違反等	第 10 号 虚偽記載	第 11 号 不正又は不誠実	第 12 号 不正又は不誠実
第 1 号 贈賄 (市職員への贈賄・逮捕)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2 号 贈賄 (市職員への贈賄・起訴)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 号 贈賄 (市・県内他公共機関職員への贈賄・起訴)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4 号 贈賄 (県外他公共機関職員への贈賄)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第 5 号 独占禁止法違反 (業務に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第 6 号 独占禁止法違反 (物品の購入、製造、委託等に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第 7 号 競売入札妨害・談合 (他発注の物品の購入、製造、委託等に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第 8 号 競売入札妨害・談合 (市内発注の物品の購入、製造、委託等に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第 9 号 重大な独禁法違反等	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第 10 号 虚偽記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第11号 不正又は不誠実 (業務に係る違反)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12号 不正又は不誠実 (代表役員等に係る違反)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

付表3

別表第3における短期加重措置の適用関係

短期加重2倍かつ遡及期間1年間

入札参加等停止 2回目 入札参加等停止 1回目	第1号 役員等が暴力団員である場合等	第2号 役員等が暴力団等を利用した場合	第3号 役員等が暴力団等の維持・運営に協力等した場合	第4号 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する場合	第5号 暴力団等であることを知りながら契約した場合
第1号 役員等が暴力団員である場合等	○	○	○	○	○
第2号 役員等が暴力団等を利用した場合	○	○	○	○	○
第3号 役員等が暴力団等の維持・運営に協力等した場合	○	○	○	○	○
第4号 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する場合	○	○	○	○	○
第5号 暴力団等であることを知りながら契約した場合	○	○	○	○	○

付表 4

県から通知された場合の措置基準の読み替え

措置要件	県要領の措置基準 (数字は号数を示す。)	市要綱の措置基準 (数字は号数を示す。)
別表第 1 関係		
契約不履行等	5 県以外の者	5 市以外の者
別表第 2 関係		
贈賄（逮捕）	1 県職員	1 市職員
贈賄（公訴提起）	2 県職員	2 市職員
贈賄（市・県内他公共機関職員への贈賄・起訴）	3 県内の他の公共機関の職員	3 市内の他の公共機関の職員及び県内の公共機関の職員
独占禁止法違反（場所）	5 県内	5 市内
	5 県外	5 市外
独占禁止法違反（相手方）	6 県	6 市
	6 県内の他の	6 市内の市以外
競売入札妨害又は談合	8 県	8 市
	8 県内の他の	8 市内の市以外
重大な独占禁止法違反行為	9 県	9 市
協議記載	10 県	10 市
別表第 3 関係		
暴力団関係	5 県	5 市

第 号
年 月 日

（報告先）重要物品購入審査委員会

（企画部契約課経由）

課長 印

入 札 参 加 等 停 止 措 置 要 件 該 当 報 告 書

佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱第 6 条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 物品の購入、 製造、委託等概 要	契 約 名			
	納 入 場 所 等			
	契 約 内 容			
	契 約 金 額		納入期限	
2 元請負業者等 (受 託)	商号又は名称			
	代表者又は 委任者名		登録 番号	
	所 在 地			
3 下請負業者等 (再委託等) ※再委託の場合 ※リース等三者契 約の場合	商号又は名称			
	代表者又は 委任者名		登録 番号	
	所 在 地			
4 停止措置要件該 当行為の概要				

（注）各別表の措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、この様式に準じて
作成すること。

第 号
年 月 日

様

佐久市長

印

入 札 参 加 等 停 止 通 知 書

佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱第8条の規定により入札参加等の停止をしますので、下記のとおり通知します。

記

1 入札参加等停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 入札参加等停止の理由

第 号
年 月 日

（報告先）重要物品購入審査委員会

（企画部契約課経由）

課長 印

随 意 契 約 の 相 手 方 と す る 協 議 書

佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1 入札参加等停止概要

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 名 （ 職 名 ・ 氏 名 ）	
所 在 地	
登 録 番 号	
入札参加等停止期間	
入札参加等停止理由	

2 随意契約の相手方とする理由及び期間

随 意 契 約 理 由	
随意契約予定期間	

（注）各別表の措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、この様式に準じて作成すること。

解 釈 及 び 運 用 に つ い て

1 第 2 条関係

- (1) 第 1 項中「参加登録者」とは、参加登録者である個人又は参加登録者が法人にあってはその役員をいう。
- (2) 第 1 項並びに別表第 2 の第 1 号及び第 2 号中「使用人」とは、労務者又はこれに準じている者を除き、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう（役員を除く。）。
- (3) 第 2 項中「現に選定しているとき」とは、請負人等選定から落札決定までの間をいい、次に掲げる場合等は、入札参加等停止の規定は適用されない。
 - ア 入札参加等停止の期間の開始前に契約を締結した場合
 - イ 入札参加等停止の期間の開始前に契約保証人となった場合
 - ウ 入札参加等停止の期間の開始前に下請契約を締結した場合
- (4) 入札参加等停止の期間の始期は、入札参加等停止の決定があった日の翌日とする。また、入札参加等停止の期間中の参加登録者について、現に入札参加等停止を受けている事由とは異なる事由により再度入札参加等停止を行う場合の始期は、再度入札参加等停止を決定したときとする。この場合、当初の通知とは別途に入札参加等停止の通知をするものとする。

2 第 3 条関係

- (1) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、入札参加等停止の期間中の参加登録者を共同企業体を通じて競争入札等に参加させないための措置であり、すでに対象である物品の購入、製造、委託等の業務について開札済みであって、新たな競争入札等が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (2) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、入札参加等停止の期間中の参加登録者を共同企業体を通じて競争入札等に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが各別表の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加等停止については、第 4 条第 2 項に定める短期加重措置の対象としないものとする。

3 第4条関係

- (1) 第2項に定める短期加重措置は、付表1、付表2及び付表3による。
- (2) 第2項に定める短期加重措置については、参加登録者が各別表の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加等停止を行う前のものである場合には、その対象としないものとする。
- (3) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加等停止の期間を超えて、その入札参加等停止の期間を定めることができるものとする。
- (4) 第8項に定める入札参加等停止期間の免除期間は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から同条第12項までで規定する課徴金の減額割合を、別表第2の第5号及び第6号に定める期間に乗じた期間とするものとする。なお、免除の対象となる要件は、独占禁止法第7条の2第10項から同条第12項及び同条第17項を準用するものとし、当該要件を満たす参加登録者は、その旨を文書で委員会に申し出るものとする。

4 第5条関係

- (1) 入札参加等停止期間の加重は、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して参加登録者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。
- (3) 「公共機関の職員」（第5号及び別表第2関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含むものであること。

5 第6条関係

- (1) 「物品の購入、製造、委託等の業務」とは、課長自ら所管する予算の範囲内で発注した物品の購入、製造、委託等の業務をいう。なお、市以外の者が発注した物品の購入、製造、委託等の業務に係り、参加登録者

が各別表の措置要件のいずれかに該当すると認める課長は、その旨を契約課長に通報するものとする。

6 第9条関係

- (1) ただし書中「やむを得ない事由」とは、契約の性質又は目的が競争入札等に適しない場合、緊急の必要により競争入札等に付することができない場合及び競争入札等に付することが不利と認められる場合をいう。なお、いわゆる少額随意契約については、佐久市財務規則第118条（平成17年佐久市規則第39号）において、契約金額が少額なために随意契約をすることができるとしているので、「やむを得ない事由」とは認められない。

7 別表（共通）関係

- (1) 各別表中「市」とは、市長部局の機関のみならず、市の全ての機関をいい、「市職員」とは、市長部局の職員のみならず、市の全ての職員をいう。

8 別表第1関係

- (1) 別表第1中「粗悪品」とは、発注者の検査や会計検査院により指摘されたとき等で、物品等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることが明らかになった場合をいう。
- (2) 別表第1中「正当な理由」とは、契約条項に違反し契約目的を達成することができない場合又は履行未着手を含む契約期間内の未完了若しくは未達成の理由を社会通念上の常識をもって客観的に証明する証拠が明らかになった場合をいう。

9 別表第2関係

- (1) 別表第2中「役員」とは、次の者をいう。
- ア 株式会社にあっては取締役
 - イ 合名会社にあっては社員
 - ウ 合資会社にあっては無限責任社員
 - エ 企業組合、協同組合等にあっては理事等業務執行に携わる者
 - オ 共同企業体にあってはその構成員の代表者。ただし、その構成員が

法人の場合にあっては当該構成員の役員とする。

- (2) 別表第2の第2号のア中「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。
- (3) 別表第2の第5号及び第6号の規定において、独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 参加登録者である法人の代表者、参加登録者である個人又は参加登録者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (4) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
- (5) 別表第2の第11号中「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の参加登録者の業務全般をいうものであること。
- (6) 別表第2の第11号中「不正又は不誠実な行為」とは、次のような場合等をいう。
 - ア 参加登録者である個人、参加登録者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 脱税により、税務当局から告発された場合
 - ウ 廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、行政処分がなされた場合
 - エ 市が発注した物品の購入、製造、委託等の業務に関して、落札者が契約を締結しない、若しくは落札候補者が落札決定を辞退した場合、入札公告・入札心得等に違反した場合又は正当な理由がなく下請負業者等の下請負代金を支払わない場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

10 別表第3関係

- (1) 「暴力団」及び「暴力団員」とは、次のものをいう。
 - ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員

暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

1.1 その他

- (1) 入札参加等停止について長野県部課等の長から通知を受けた場合、契約課長は、速やかに第 6 条の報告をしなければならない。この通知に基づき、委員会が県と同様の措置を講じると決した場合において、措置要件は、付表 4 のとおり読み替えるものとする。
- (2) この要綱の適用及び解釈に疑義が生じた場合、長野県「管理その他の委託及び物品購入等入札参加登録者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 2 月 28 日管第 285 号）」及び「佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年告示第 8 号）」等により解釈すること。